

# 財団法人 日本船員福利雇用促進センター寄附行為

昭和34年11月30日施行  
昭和35年 9月20日改正  
昭和49年 4月 1日改正  
昭和53年 5月25日改正  
昭和59年 6月28日改正  
平成 2年 8月20日改正  
平成 6年 7月12日改正  
平成11年 4月15日改正  
平成12年 1月31日改正  
平成15年 6月 9日改正  
平成16年 3月31日改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本センターは、財団法人日本船員福利雇用促進センターという。

(事 務 所)

第2条 本センターは、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本センターは、船員の福利厚生を増進及び教養の向上に寄与すること、船員の雇用の促進及び安定を図ること並びに船員に関する国際協力を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、国内及び海外において次の事業を行う。

- (1) 船員の宿泊、休養、娯楽等の便宜を供与するための施設の設置及び運営に関すること。
- (2) 船員に宿泊、休養、娯楽、教養等の便宜を供与するための施設の設備及び運営に対する資金援助に関すること。
- (3) 船員の教養の向上を目的とする講習会等の運営に関すること。
- (4) 船舶料理士試験の実施に関すること。

- (5) 船員に係る求人の開拓その他船員の職域の開拓に関すること。
- (6) 船員の職業紹介、労務供給その他船員の就職の奨励に関すること。
- (7) 船員の技能訓練の実施及び船主等の行う船員の技能訓練の援助に関すること。
- (8) 船主が船員の雇用の安定を図るために行う措置に対する助成に関すること。
- (9) 船員に関する国際協力に関すること。
- (10) 前各号に掲げる調査研究に関すること。
- (11) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 本センターの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 本センターの資産を分けて基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産として指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

### (資産の管理)

第7条 本センターの資産は会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

2 本センターの資産のうち基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第8条 本センターの経費は、普通財産をもって支弁する。

### (事業年度)

第9条 本センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとす

る。

(事業計画及び予算)

第10条 本センターの事業計画及びこれに伴う予算については、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(会計書類等)

第11条 会長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、監事に提出して、その検査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

(6) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第11条の2 本センターが予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れた年度内に返還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員)

第12条 本センターに次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事長 1名

(3) 常務理事 3名以内

(4) 理事 10名以上15名以内(会長、理事長及び常務理事を含む。)

(5) 監事 2名

( 役員の選任 )

第 13 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長は、理事の互選とする。

3 理事長及び常務理事は、理事会の同意を得て、会長が指名する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

5 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( 役員の職務 )

第 14 条 会長は、本センターを代表し、会務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、会長及び理事長を補佐し、本センターの会務を分掌する。

4 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

( 1 ) 財産及び会計を監査すること。

( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること。

( 3 ) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。

( 4 ) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は召集すること。

( 役員の任期 )

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

( 役員の解任 )

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者であるとき。

( 2 ) 禁固以上の刑に処せられ、若しくは船員の雇用の促進に関する特別措置

法若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるとき。

(3) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(4) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第17条の2 本センターに顧問及び参与をそれぞれ1名又は2名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(賛助員)

第18条 本センターの目的に賛同し、本センターに資金的協力をするものを賛助員とする。

2 賛助員について必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第20条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(招集等)

第 21 条 理事会は、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事が召集する場合を除き、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催の日 7 日前までに通知して行わなければならない。

(議決事項)

第 22 条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他重要事項

(定足数等)

第 23 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 24 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。

この場合は、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 議事の経過の概要及びその結果

## 第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 26 条 本センターに、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 評議員には、第 15 条及び第 16 条の規定を準用する。この場合において、

これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第26条の2 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第14条第5項第4号の規定により監事が召集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、又は必要な事項について審議し、会長に助言する。
- 5 評議員会には、第23条から第25条までの規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第27条 会長は、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第28条 本センターに事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第28条の2 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

( 9 ) 理事及び監事の履歴書

( 10 ) 評議員及び職員の名簿及び履歴書

( 11 ) その他必要な帳簿及び書類

2 前項 1 号から 5 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供し  
なければならない。

## 第 8 章 寄附行為の変更及び解散

( 寄附行為の変更 )

第 29 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数  
及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を  
受けなければ変更することができない。

( 解 散 )

第 30 条 本センターは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及  
び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の許可を得  
なければ解散することができない。

( 残余財産の処分 )

第 31 条 本センターの解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会にお  
いて、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、か  
つ、国土交通大臣の許可を受けて、本センターと類似の目的をもつ団体に寄  
附するものとする。

## 第 9 章 雑 則

( 細 則 )

第 32 条 この寄附行為に定めるもののほか、本センターの事業の運営上必要な  
細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 . この改正寄附行為は、運輸大臣の認可の日から施行する。
- 2 . この改正寄附行為の施行の際現に役員である者及びこの改正後の寄附行為  
により新たに役員となるべき者としてこの改正寄附行為の施行前に選任され  
た者の任期は、第 15 条第 1 項本文の規定にかかわらず、昭和 5 4 年度の事業  
報告を議決する理事会の終了の日までとする。
- 3 . この改正寄附行為は、運輸大臣の認可の日 ( 昭和 5 9 年 6 月 2 8 日 ) から  
施行する。
- 4 . この改正寄附行為は、運輸大臣の認可の日 ( 平成 2 年 8 月 2 0 日 ) から施  
行する。
- 5 . この改正寄附行為は、運輸大臣の認可の日 ( 平成 6 年 7 月 1 2 日 ) から施

行する。

6 . ( 1 ) この改正寄附行為は、運輸大臣の認可の日（平成 1 1 年 4 月 1 5 日）から施行する。

( 2 ) 新たに選任された評議員の任期は、第 2 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

7 . この改正寄附行為は、運輸大臣の認可の日（平成 1 2 年 1 月 3 1 日）から施行する。ただし、第 1 6 条の改正規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

8 . この改正寄附行為は、国土交通大臣の認可の日（平成 1 5 年 6 月 9 日）から施行する。

9 . この改正寄附行為は、国土交通大臣の認可の日（平成 1 6 年 3 月 3 1 日）から施行する。